

第1回農協の新事業像の構築に関する研究会（議事録）

1 日時：平成21年5月22日（金）16：00～17：35

2 場所：農林水産省第2特別会議室

3 出席者：

（委員）宇佐美委員、大泉委員、黒田委員、河野委員、齊木委員、柴田委員、杉山委員、鈴木委員、成清委員、牧委員、向井地委員、吉口委員

（農林水産省）高橋経営局長、坂井参事官、山口協同組織課長、長井経営・組織対策室長

4 議事内容：

○協同組織課長：定刻は4時からですが、皆様おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、本研究会にご参集いただきありがとうございます。ただ今から第1回「農協の新事業像の構築に関する研究会」を開会させていただきます。

開会にあたり、経営局長の高橋より、一言ご挨拶申し上げます。

○経営局長：今、紹介のありました経営局長の高橋でございます。委員の皆様には本当にお忙しい中、このような形でお集まりいただき、誠にありがとうございました。

皆様、よくご承知だと思いますが、日本の食料・農業・農村をめぐる状況は、対外的にも国内的にも非常に大きな転換期を迎えてきておると私ども認識しているところです。

このところ、穀物の国際価格が上昇したり、食の安全をめぐる問題が起こったりと、世界的な食料をめぐる状況というものが、国民あるいは消費者一人一人が、「アレ？何か変だな？」という状況に変わってきたと実感されているところではないかと思えます。

一方、供給サイドの方を見て参りますと、食の生産現場、農業・農村というものが、大臣もよく申し上げているところですが、ヒト・カネ・モノの面で非常に大きな曲がり角にきています。つまり農家の高齢化の問題、所得の半減、モノについては農地そのものが非常に減ってきている、生産基盤が減ってきている、耕作放棄地が増えてきている。そうした中で、我々は、食に対して責任を持って安定的な供給を果たさなければなりません。

そして、交流の場であり、生産の場である農村そのものについても、言葉として適切なかどうかは判りませんが、「限界集落」と言われる地域が増えております。

このような状況を認識した上で、将来に向かって消費者に対し安定的に食料を供給していく、そのために必要な農業・農政のあり方、農村施策を含めてどのようにして

いくのかというのが、食料自給率の問題も含め、今、大きく問われていると認識しております。

農政の基本的な枠組みについては、実は今から約10年前に、それまでの農業基本法を改正しまして、食料・農業・農村基本法を制定した訳です。そして5年ごとに食料・農業・農村基本計画というものを作りまして、その中期的な目標に基づいて施策の基本的な方向を示し、それに基づいた個別の施策を展開する、ということを行っております。

平成12年に第1回の基本計画を作り、現在は17年に作った2回目の計画に基づいて政策運営をしているところですが、3回目の計画を来年の3月を目途に作ろうということで、現在、省をあげて計画の検討を行っているところです。

この基本計画の検討については、現在ある食料施策・農業施策・農村施策について検証し、次の施策をどのように展開していくのかということになるわけです。

その際には、ちょっと前置きが長くなったわけですが、今回ご検討いただきます農業協同組合のあり方、事業・組織のあり方が非常に大きな課題になると認識しております。現在、農業協同組合では、農業者である組合員、あるいは准組合員といわれる地域住民等の方々を含めて900万人程度の組合員を有している訳です。

このように農業協同組合は、全人口の1割近くを組合員としてようする巨大な組織であるとともに、そこで行われている事業も、農業に関します農産物の販売の事業であるとか、それに必要な資材の購買事業ですとか、農家の生活に必要な生活関係の購買事業だけに止まらず、いわゆる金融事業として信用事業、あるいは共済事業を行っており、農業あるいは農家の生活全般にわたって重要な使命・役割を果たしております。

しかしながら、他方でこれだけ重要な社会的存在であるが故に、逆に問題点も多々指摘されているところです。信用事業の問題、共済事業の問題、経済事業の問題等々に限らず、様々な形で指摘されている訳ですけれども、先程申し上げたとおり、やはりこれだけの巨大で、重要な社会的存在、しかも農業にとっては非常に密接な組織について、今後ともきちんと健全な方向で事業展開を図れるようにしていくことは、我々にとって非常に重要な使命であると思っております。

そういう意味では、常に不断の農業協同組合の事業あるいは組織の検証、展開方向の検証ということが重要なわけですが、残念ながらここ数年については、その数年前に色々発生した全農事業をめぐる不祥事、そういったものを如何に再発を防止するかといった観点での検証にならざるを得なかったと思っております。

これはこれで当然きちんと整理をしなくてはならないわけですが、本年の3月に、全農の改善措置については一定の方向性を見いだしました。当然今後とも再発防止策はやっていくわけですが、それを超えて、将来に向かっての農協の事業展開について、これまでなかなか検討の手を伸ばせなかった部分も含めて、前向きな検討を進めて参りたいということで、皆様方に今回このような形でお集まりいただいた次第であります。

基本的には組合員である農業者が行っている農業の事業運営に資する、これをサポートするというのが農業協同組合の本来のあり方であると考えております。

従来、農業協同組合は、組合員である農業者が行っている事業について、資材の購入、生産物の販売の共同化という形で支援してきた訳ですが、現在の農村の状況、農業生産の状況を見てまいりますと、農業生産そのものにも、今まで以上に、より積極的に踏み込んで行かなければならない地域・事態も生じていると認識しております。

現在、国会に農地法の一部を改正する法律を提出させていただき、国会で議論していただいているところですが、この中で、一定の組合員からの要請があった場合には、手続を取って、農協自らが農業を行うことができるという措置を盛り込んでおります。そういった意味で農協がこれまでの役割よりさらに一步踏み込んだ形で農業へ関与していく、その形をどのようにやっていくのか、日本の農業の全体像を視野において、きちんとした形で関与していくことが大事であります。農業協同組合が如何に日本の農業をきちんとした形で発展させていくか、それに関してどのように寄与できるのかということについて、制度の改革と併せて検証して頂きたいと思っております。

今日、この委員の皆様の中には系統組織の方々もいらっしゃいますが、日頃から組合員、会員から様々な要望等が出てきていると思っておりますが、やはり最終的には農業者から信頼を受け、その農業を発展させていくということが農協の使命だと思っておりますので、是非とも今回の検討の結果を踏まえ、より一步取組を進めていただければと考えております。

長くなりまして恐縮ですが、私どもが農協に期待する大きな観点として思っていることをお話ししました。

ただし、私共の意見を皆様方に押しつけるといったことは一切ありません。様々な自由なご議論の中で、よりよい結論が出ますようお願いを申し上げます。冒頭の私のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○協同組織課長：カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、これ以降はご遠慮下さい。また、カメラ撮りだけの方は、ここでご退出願います。

それでは、本日ご出席の委員の方々を五十音順にご紹介させていただきます。

全国地方新聞社連合会会長の宇佐美委員です。

宮城大学教授の大泉委員です。

株式会社三晃代表取締役の黒田委員です。

日本生活協同組合連合会理事の河野委員です。

株式会社日本総合研究所主任研究員の齊木委員です。

全国農業協同組合連合会茨城県本部長の柴田委員です。

J Aはが野代表理事常務の杉山委員です。

東京大学大学院教授の鈴木委員です。

全国農業協同組合連合会代表理事専務の成清委員です。

有限会社ジェイ・ウイングファーム代表取締役の牧委員です。

全国農業協同組合中央会専務理事の向井地委員です。

株式会社セブン&アイホールディングスマーチャンダイザーの吉口委員です。

続きまして、お手元にあります資料1「農協の新事業像の構築に関する研究会」開催要領の3の(2)を御覧いただきたいのですが、研究会の座長は、委員の互選によ

り選任することとなっております。このため、ここから選任の手続きに入らせていただきますが、どなたか推薦等ございましたらお願いしたいと思います。

(成清委員、挙手)

○協同組織課長：成清委員どうぞ。

○成清委員：僭越ながら口火を切らせていただきます。公的なお立場でございます、東京大学の鈴木先生がふさわしいかと存じます。

○協同組織課長：鈴木委員という声が上がりましたが、如何でしょうか。

(「異議なし」との声、多数)

○協同組織課長：それでは鈴木委員をお願いしたいと存じます。それでは鈴木委員、座長席の方へお移り下さい。

(鈴木委員、座長席に移動)

○協同組織課長：それではこれからは、鈴木座長に議事をお進めいただきたいと思いますので、お願いいたします。

○鈴木座長：座長に選任されました鈴木でございます。皆様のご協力をいただきまして、研究会を円滑に進めて参りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。
それでは、まず、本研究会の運営方法等につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

○協同組織課長：それでは、先程の資料1をご覧ください。開催要領の中に本研究会の趣旨が書いてあります。

農協事業の改革については、全農経済事業の見直しを重点的に行ってきたところですが、この間も農業・農村をめぐる情勢は大きく変化している訳でして、農協におきましてもこのような変化を的確にとらえて新たな事業・組織展開を図ることが農政推進上も期待されているところです。このため、農協系統組織の方々に加え、農協事業と関係のある有識者の皆様にご参集いただき、今後の新たな農協の事業像について議論を行うことにしていただいた訳です。

検討事項につきましては、資料にありますように、農協と農業者・地域とのつながりの再構築、あるいは農協事業における販売力の強化といったことを含めまして、今後の農協事業の新たなあり方についてご検討いただきたいと思います。

研究会の運営につきまして、かいつまんでご説明いたしますと、(3)にありますように、必要に応じて構成員以外の関係者の参加を求め、説明及び意見の聴取を行うこと

ができることになっております。

また（４）にありますように、本研究会は公開とさせていただきます。本日も傍聴の方々に来ていただいておりますが、こうした形ですすめさせていただきたいと思っております。ただし、研究会の運営に著しい支障がある場合には、座長が研究会の皆様と諮って、非公開とすることもできる、ということになっております。議事要旨等についても公開することになっております。

今後のスケジュール等については、５にありますとおり、本日から検討を開始いたしまして、月に１回程度の審議を経まして、本年９月に検討結果の取りまとめをしていただきたいと思いますと考えております。

○鈴木座長：ありがとうございます。それでは議事の方に入りたいと思います。

まずは、事務局、それから全中さん、全農さんの方で資料を用意していただいておりますので、その説明をして頂きたいと思っております。まず、協同組織課長の方から、次に全中さん、全農さんの順にお願いしたいと思います。

○協同組織課長：それでは農協の現状と課題についてご説明いたします。資料の２をご覧ください。

１ページですが、農協法の目的がございます。「農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進と農業者の経済的社会的地位の向上を図る」というのが農協法の目的です。

現行の農協組織、これを農協系統と言っておりますが、組合員が９４３万人となっております。これらが加入しているのが総合農協で７４０の組織があります。その上に都道府県レベル、全国レベルに連合会があります。

一番上に書いてあるのが中央会で、県の中央会は全国４７都道府県にありまして、全国団体として全国農業協同組合中央会があります。

経済農業協同組合連合会いわゆる経済事業を行う連合会につきましては、全農との統合が進んでおりまして、現在県レベルにあるのは８つということになっております。

信用農業協同組合連合会、信用事業を行う連合会ですが、これについては、全国団体の農林中央金庫との統合が進みはじめておりまして、３６都府県に連合会があるという状態です。

共済事業につきましては、県レベルの連合会はすべて全国レベルの共済連と統合されたという状況です。

組合員数の推移については、その右にあります。正組合員数は次第に減少しており、准組合員が増加しているという状況です。

一番下にありますが、今申し上げましたのが総合農協の状況で信用・経済・共済各事業を総合的に行う農協ですが、これとは別に信用事業を行わないで畜産・酪農・園芸といった特定の生産物の販売・購買のみを行う農協があります。数等については資料ご覧頂ければと思います。

つづいて２ページですが、今申し上げたとおり、農協の事業というのは色々あります。組合員の利便性を図る観点から事業を行っているところでして、経済事業・信用

事業・共済事業などを総合的に営み、窓口を一元化して組合員の営農、生活に必要なサービスを提供しているところです。

特に図の右側、営農指導事業というのがあります。組合員の農業経営・技術向上に関する指導を行うということでして、営農指導員が1万4千人以上おります。この営農指導事業に関連が深いのが経済事業でして、農業関係の経済事業としましては、生産資材の購買、共同で肥料や農薬や飼料等を購入して組合員に提供する事業です。

一方、組合員が生産しました米穀・青果物・畜産物を共同で販売する事業を販売事業といっております。これ以外にも、農業生産事業として共同防除や農作業の受託を行っております。また、カントリーエレベーター・共同育苗施設・集出荷施設等共同利用施設の設置・運営、また加工事業も行っております。それ以外は、生活物資の購買事業、福祉事業なども行っております。

3ページをご覧ください。職員数です。

ピーク時には30万人以上職員がございましたが、現在は22万人程度に減少しているところです。事業別で見ますと、購買事業担当が大きく減少している状況です。

4ページをご覧ください。農協事業の改革の状況です。

信用事業・共済事業につきましては、左の年表にありますけれど、平成8年に銀行と同レベルの規制を義務付けられたことを契機としまして、年々健全性の確保のための措置を講じているところでして、一定の成果が上がっている状況ですが、経済事業につきましては、平成15年に「農協のあり方についての研究会」が経済事業の改革を提言したところでありますが、平成17年12月に偽装表示、米の横流し等、色々不祥事が続きまして、業務改善命令が出されまいた。その後、全農が改善計画を作成して、色々改善に取り組んでおられるという状況ですが、右側の図表にありますとおり、現在の農協の収益構造を見ますと、経済事業の分野では依然として赤字が続いているという状況です。

5ページをご覧ください。従来の経済事業運営の基本的考え方です。

経済事業改革が進んでいる農協ではこのとおりでは無いとおっしゃるかもしれませんが、一般的に過去に行われてきた事業方式を掲載しております。

比較的均質で小規模な農業者が地域の大多数を占めるという構造を前提としておりまして、これらの農業者が自分で行う生産分野を除き、それ以外の事業分野につきましては、農協がまとめて事業を実施することによりメリットを出すという仕組みでした。共同販売の3原則という言い方をしておりますけど、無条件の委託販売・平均売り・共同計算といった考え方で運営されております。販売事業と申しますのは左側、農家組合員が生産した物を農協、連合会そして流通業者へと売っていくわけですが、先程申した3原則により行っていたわけですが。また購買事業につきましても、連合会が肥料メーカー・農機具メーカー等々と交渉しまして大量に注文するということで安く供給するというを行ってきたわけですが。

6ページです。今度は組織の問題です。

農協につきましては、経済社会情勢の変化に対応しまして経営基盤の強化を図るため、合併を進めてきました。

現在の農協数は、下の表にもありますが740農協ということで、市町村数が現在

1, 777ですから、複数の市町村を区域とする広域合併が相当程度進んできたと考えております。

1県1農協である沖縄とか、奈良については組合員数が5万人を超える農協が見られるという一方で、数千人規模の農協が多数ある地域もあるといった状況です。

7ページです。組合の規模と事業収益の関係を見たものです。

左側に、信用事業の利益と総組合員数との相関、共済事業の利益と総組合員数との相関が書いてありますが、これらについては組合の規模が大きいほど利益も大きいという相関関係がありますが、右側の経済事業、上が農業関連の経済事業、下が生活関連の経済事業ですが、総組合員数とさほど相関がないという状況です。今後も合併が進む中で、経済事業をどのような事業モデルにするのかが検討課題になると思っております。

8ページです。農協事業の課題について、色々な面から触れております。

まず生産面の変化です。従事者の年齢構成ですが、昭和60年と平成17年を比べますと、各年代で減少しておりますが、65歳以上だけが増加している、高齢化が進んでいるということです。耕作放棄地につきましても右側のグラフのとおり最近増加している状況です。

9ページです。

他方で担い手ですが、左上のグラフのとおり生産法人の数については近年増加しているということですが、法人や青年農業者へのアンケートの結果が左下にありますが、農協の行う市場販売・直売所・量販店等での販売に取り組むべきというご意見・必要性は多いわけですが、それに対する満足度というのは低くなっています。また右上の表は、新規就農者の推移です。平成2年や7年に比べて最近は増えていますが、その中でも新規参入者はまだかなり少ないという状況です。最近増えているのが雇用就農という形で、法人や大規模農家に雇われて就農するという新しい動きが出てきております。

その下ですが、新規就農者の方々に農業経営を始めるに当たって苦労した事項お聞きした意見をまとめております。営農技術の習得、農地の確保、資金の確保といったところに苦労されたという答えが出ておまして、農協系統がこうしたニーズにどのように取り組むかという検討が必要だと思われまます。

10ページです。

平成の農地改革ということですが、先程局長のあいさつにもありましたが、今国会に農地法等の一部を改正する法律案を提出しているところです。この中で農協も借地により農業経営が可能となるということです。農協系統にとりまして、今後リタイアする組合員等を含めまして、農地の出し手のニーズを取りまとめていくようなこと、また、担い手の不足する地域で組合員のニーズに基づき自ら農業経営を担うことが求められるのではないかと思います。更に農地法の改正により可能となる多様な集落営農法人に対して、農協としてどのようなサービスを行うかも課題になろうかと考えております。

下にイメージ図が出ておりますが、集落営農を法人化した場合の姿ですが、現行では農家の方だけが参加でき、実施できる事業も農業と農業関連のみですが、農地法の

改正によりまして、借地による農業経営を行う場合には、参加者も農家の他に都会に出た息子さんや建設業に従事する方、地域の民宿・商店の方、それから市町村やJAなども参加することができますし、実施できる事業も下にありますような資源管理や、市民農園も含め多様な事業が可能になると考えております。

1 1 ページからは、流通面の変化です。

左側の図にありますように、流通の経路が多様化しております。仕向先も外食や加工品への仕向先・需要が増えているという状況です。その中で農協の品目別取扱高をご覧くださいと、停滞または減少している状況です。

1 2 ページをご覧ください。そういった中で農産物直売所における地産地消の取組については近年拡大しているところです。農協による農産物直売所の設置数については現在2, 1 3 7カ所あります。その農協の運営する直売所の年間販売額も下のグラフにあります。1 億円を超えておりまして、中には2 0 億円を超えるものも現れているということです。

1 3 ページをご覧ください。

農政の大きな課題として我が国の食料の自給力を向上させることが上げられております。そのために現在水田をフルに活用するという事で米粉用や飼料用の米の生産、または麦・大豆の生産拡大をしていくことが必要だと思っております。これらの生産拡大にあたって、生産面、流通面、販売面各方面で農協系統の取組が一層重要になるのではないかと考えております。

1 4 ページです。

以上のように流通が多様化する中で、農業者がどういう意識であるかをグラフにしております。「農協の農畜産物の集荷や販売事業に期待すること」のグラフをご覧くださいと、平成1 5 年よりも2 0 年になりまして、一番増えているのが販売力の強化です。いかに有利販売をしていくかということが求められているところです。

一方資材の供給について期待をされているのは、価格の引き下げまたは営農指導との連携強化といったところが伸びています。

1 5 ページです。

こういった色々課題を抱えている農協系統ですが、農協の中には新たな芽というのが地域の中で出てきております。こういったものを全国的に展開できるのかどうかといった課題を詰めていくことが重要ではないかと考えます。

各地域で展開される新たな芽の例としまして、まずは農業とのつながりの確保ということ。一部の広域化した大規模農協では大規模農家への出向く活動を強化したり、農協が法人を設立しまして、担い手が不足する地域での営農継続や新規就農を支援するといった事例が見られるところです。

1 6 ページは販売力の強化です。

先程ご案内のとおり地産地消の取組として直売所が全国で最近拡大しているところですが、一部の農協では地元企業と連携して販売を行うなど単なるものを売るということからステップアップした取組が見られるところです。

例えば、一番上の①の農協ですが、直売所の農産物を地元の企業の社員食堂に販売していますし、③では直売所で地元の米を原料とした米粉パンを販売しています。④

では栽培技術の向上までを指導し、最終的には量販店への直接販売など出荷先を拡大していくといった取組を行っております。

2番目の取組として、実需者への直接販売を行っている事例が出てきております。契約に基づき生産者から生産物を買取り、農協がリスクを取って販売していく例も見られているわけです。

例えば②ですが、枝豆を生産者から一定価格で買取り、冷凍処理加工することによって通年安定的に実需者に売るといった取組がなされております。

17ページをご覧ください。

生協や地元食品産業との連携の事例も見られております。

生協との連携は最近次第に増えてきておりますが、商工との連携の取組事例はまだ少ないという状況です。

①にあります農協と畜産農家と生協が連携して、飼料米を活用した豚肉を販売しているような事例。②では地域の生協連合会と協定を締結して、地元の青果物を地元の会員生協へ供給している事例があります。

大きな3番目の観点としましては、コストの削減があります。

これにつきましては大規模農家の方々に対しまして、肥料や農薬など大口割引に取り組む農協が増えているという状況です。また、農協の中には生産資材の配送を連合会に委託して、物流コストの削減に取り組む事例が見られるところです。

こういったことが、我々農林水産省から見た新しい芽として取り上げさせていただきましたが、これだけに限らず、これから農協の事業のあり方につきましては委員の皆様から色々ご意見を頂き、方向性を検討して参りたいと考えております。以上です。

○鈴木座長：ありがとうございます。続きまして全中さんからお願いしたいと思っております。

○向井地委員：それでは資料3ということで、第25回JA全国大会「組織協議案」の概要ということでご説明させていただきます。私共は3年ごとにJAの全国大会をやっております、25回目を数えます。今年の4月9日にこの組織協議案ができ上がり、現在、各県ごとに組織協議をしているところでして、10月7日・8日に大会を開かせていただきたいと思いますと考えております。約6千名の参加になろうかと思っております。その後各47都道府県において県別の地域特性を踏まえて県ごとの大会を行って、グループとしての基本的な方向、あるいは実践すべき事項を定めまして展開して参りたいということです。

1ページ目ですが、私どもJAは大転換期に突入したとの認識をもっております。これまでも色々な意味でJAを取り巻く状況は厳しいということで改革等を進めて参りましたが、いよいよ待った無しという状況だと認識しております。

1つは米国の金融危機に端を発して米国型市場原理主義への過度な偏重を見直す動きが強まっております、そういう面で協同組合理念に基づく事業・活動が再評価ということで、いよいよもって協同組織であるJAが台頭すべき時が来たという認識を持っております。

1つ目に農政の大転換ということで、先程高橋局長からお話しがありました農地

制度の見直し、基本計画の見直し、恐らく秋以降本格化するであろうWTO農業交渉と、大転換期にあります。国民は現在、食料・農業に対する関心が高まっており、JAとしてどのような役割を果たすのか期待されていると考えています。

2つ目は、地域経済の疲弊ということで、地域間格差がものすごく大きくなっておりまして、過疎化地区も6万2千の農村地区が指定されており、2千6百が10年後には無くなるというような情勢になっております。その中であって、JAとして豊かになくらし、生活の安定、医療福祉に対して大変国民のニーズが拡大しておりまして、農を基軸とした協同組合組織としてどのような役割を發揮するかが求められていると認識しております。

3つ目は、組織基盤の問題です。先程山口課長からお話がありましたとおり、正組合員が年々減少しておりまして准組合員比率が今49%ですが、2、3年後には恐らく正組合員を超えるだろうという状況になっておりまして、私どもは生産部会、青年組織、女性組織、集落営農組織、農業生産組織、あるいは准組合員組織と色々な組織を持っておりますが、その組織の有り様について見直す時期に来ていると見ております。

4つ目は経営の問題でありますけど、これまでは信用事業以外の事業が伸び悩んでおりまして、そういう意味で事業管理費の削減、特に人件費の削減によりまして事業利益を出す方式で仕事をしてきたわけですが、限界に近づいておりますので、新たな経営改革・変革ということで対応を求められているところです。

それに対して右に掲げております農業の復権、地域の再生、JA経営の変革の3つを重点取組として掲げまして、「地域農業の振興」と「くらしの活動などの地域貢献」を両軸として「JA経営の健全性・堅確性の確保」を必須の課題として取り組む。経営がしっかりしていなければ、地域農業の振興を進めていくことができませんので、この辺をしっかりしていこうということです。

2ページ目でございます。大きな副題として「新たな協同の創造」というのを掲げております。先程山口課長からもお話がありましたとおり、大転換期というのは我々にとって大変なピンチ、あるいは危機意識を大きく持っている時期でもあるわけですが、一方で大チャンスがあるわけございまして、そういう面では各農協では新しい動き、新しい芽が沢山出てきているわけですし、そういった面から我々としましては、新たな協同の創造を掲げまして、組合員間の協同を再構築することはもとより、多様な農業経営体の結集や、地元企業と農業者・JAの連携、消費者と農業者の課題の共有化、組合員を中心として多様な人・組織が多様な方法で連携・ネットワークを構築していくことにより、協同の力を發揮することを目指すという整理をしております。

右側に組合員と書いておりますけれども、緑の輪があります。多様な農業者による新たな協同の輪ということで整理しておりますが、消費者との連携による農業の復権ということです。

それから大きな赤い輪がありますが、これは、農業者を含む地域住民・地域の関係者による新たな協同の輪ということでして、地域の再生という整理をしております。中に青い四角がありますが、多様な農業者と消費者・地域の関係者との新たな協同と

ということで、農商工連携等々です。このようなことで、農協の組合員間だけの協同だけではなく、その他にも新たな動きが沢山、農業・食料等に参入してきておりますので、そこのところとコラボレーションをとりながら展開して参りたいと考えております。

左側に、我々の組織の変革として、JAグループが一体となった人事交流、経営変革、こちらの方も併せてやっていきたいと思っております。

3ページ目です。大会組織協議案の全体像とありますが、左側の消費者との連携による農業の復権であります。これは1つは、やはり新たな生産販売戦略による農業所得の増大。農業所得の増大がなければなかなか農業は続けられません。そういう意味で、消費者の理解を得ながら、新たな生産・販売戦略を構築すると。生産だけではなくて、販売・流通・加工そして消費者段階までと、言ってみますと1次産業、2次産業、3次産業を通じた農を基軸とした展開による農業所得の増大を目指します。

2つ目は、担い手の対応です。農地法が変わりますので、農地の有効利用、集積、積極的に農協も参加してまいると同時に、家族農業経営、生産者組織、集落営農組織、法人、新規就農者への支援も強化していく。これまでは4ha以上あるいは20ha以上の担い手という位置付けで我々もそこを中心に考えておった訳ですが、家族農業経営、生産者組織、集落営農組織に対しても、多様な展開がありますので、担い手の位置付けも見ながら、多様な展開をして参りたいと思っております。

3つ目として、消費者と生産者を結ぶ安全・安心ネットワークの構築ということですが、ファーマーズマーケット、農商工連携による地産地消運動の展開、また安全・安心な取組として生産者履歴記帳やGAP手法の展開を行います。

4つめは、農業施策というのは農政とも関係しますので国民合意に基づく農政の展開、農業施策の実現ということで、WTO、新たな農産物貿易ルールあるいは農業の多面的機能を発揮する「緑の政策」、これは直接所得補償の導入でございます。それから現在展開しております「みんなのよい食プロジェクト」等の展開です。

それから右にいきまして「くらし・地域」ということですが、ここに参りますとおり、農協は総合事業をやっておりますので、農協の総合事業を生かした上での地域住民・組合員に対する、総合的な支援行っていきたいということで、「くらしの活動」という言葉を使って展開しようと考えております。

新規就農支援、介護保険事業等、コミュニティービジネスを創出すると、雇用の場を提供することも考えております。

何よりも食と農を基軸としたくらしの活動を通じた地域の活性化に取り組みたいということです。食農教育、あるいは、助け合いを軸とした地域セーフティネット、介護、高齢福祉事業等です。そしてコミュニティー活性化の場作りも大事だろうと考えております。くらしの活動というものはどうしても収支が取れなければ展開しないという傾向がありますが、全国段階で協議会を作りながら、しっかり展開してまいりたいと思っております。

経営の問題ですが、左下にありますが、JAらしい経営スタイルを確立したいということです。これまで米国型のリストラによる展開をしたところもありました。これはやむを得ず縮小均衡型の事業展開をせざるを得なかった面もあるわけですが、やは

り経営理念をしっかりとすると、地域の農業振興、くらしの展開、これを両軸にすることを基本にしながら、営農・くらしに必要な利益を確保できるよう、目標の設定、あるいは利用者の満足度ということで、あくまで満足度を昂揚するために組織全体で何をするか。それから活力ある職場作りということ、感動のある職場作りをしたいということで、当然リーダーは発想思想を変革しなくてはならないと考えております。

2番目に、農協の総合事業体としての展開。中期計画を作ってしっかりやろうということですが。

3つめ。さはさりながら農協だけではなかなか解決し得ない問題も存在しますので、県を単位とした県域戦略もセットにしようと考えております。

4番目の組織基盤のところですが、正組合員も非常に多様な正組合員がございます。准組合員も農を基点として促進していきたいと考えております。組合員教育という意味で、教育文化活動にも力を入れていきたいと思っております。

一番下に活力ある職場作りということでございます。

いずれにしても、農業の復権、地域の再生、JA系統の変革、しっかり取り組んで参りたいと思っております。以上です。

○鈴木座長：ありがとうございます。続きまして、全農さんの方からお願いします。

○成清委員：それでは資料4を使って説明します。

農協系統の経済事業の主たるプレーヤーと位置付けられているものとして現在どういう課題意識をもって、どういう方向を目指そうとしているかということについて、耕種分野の4つの事業についてまとめておりますのでご紹介いたします。

その前に国の資料の5ページをもう一度お開けいただきたいのですが、系統経済事業の全体像を理解するうえで判りやすい資料ですので借用させていただきます。系統経済事業を大きく分けると資料のように販売事業、購買事業の2分野に分かれますが、何を基点に販売・購買と言うかといいますと、農家組合員に対して肥料、飼料などの生産資材を購入して販売する事業を購買事業といいます。なぜ、生産者に販売するのに購買というか。生産者に代わって農協系統が外部から物を購入するという意味で購買としています。販売事業はその逆です。

それでは資料4に戻っていただきまして、折りたたみのA3の資料をご覧いただきたいのですが、真ん中にJAがあり、左側に生産者があって右側に消費者があります。生産者とJAの間の青の矢印が購買事業で、右側消費者に伸びている黄色が販売事業です。その下のJAから生産者・消費者両方に伸びている赤い矢印は、これまでの購買・販売事業に加えて生産者と消費者をつなぐ仕事をすべきという意味を表しています。

中程にTACというものがあります。我々「タック」と呼んでおりますが、その意味は左下にございますので詳しくはそれをお読みいただくとして、簡単に紹介しますと、国の資料にもありましたがJAは営農指導員を1万4千人以上抱えておりますが、それとは別に経済事業分野を専任する担い手への渉外要員を設置していこうということで全農として問題提起をし、JAに設置してもらっています。

2 ページです。まず、米事業について紹介いたします。課題認識について2点。1点目は、量販店・実需者主導の価格形成が主流になってきているということです。2点目は潜在的に供給過剰な生産構造のもとで恒常的な価格低下圧力が存在しているということです。

こうした課題の解決に向けた今後の方向ということで2点。

1点目は、多様な販売方式を実践していく必要があるということです。例えば播種前、種をまく前ですね、あるいは収穫前に契約を済ませることだとかいろいろな工夫をしながら、多様な販売方式の実践していこうということです。2点目は、共同計算に加え、委託非共計、買取など多様な清算方式を導入する必要があるということです。共同計算とは何かといいますと、米は秋に収穫したあと一年間かけて売っていきます。従って、その間高かったり安かったりがあるわけで、農協に出荷された分についてこうした販売代金をプールしておいて、一定期間が過ぎた後清算する方法です。これまではこうした共同計算が中心でしたが、流通の変化など米をめぐる情勢が大きく変化するなかで、多様な手法を考えていきたいということです。

3 ページは今申したことをフロー図にしたものです。説明は省略いたします。

4 ページですが、園芸事業についてです。

米同様、現状の課題認識について2点。

1点目は、JA間・地域間の取扱規模・取組格差の拡大です。戦後数十年経つ中で、農業立地が大きく移動しております。その中で、JA・地域間に取扱規模、取組において大きな格差が生じております。2点目は、流通の変化でございます。ご案内の方もいらっしゃると思いますが、卸売市場を通さないいわゆる市場外流通が増加しています。

こうした課題の解決に向けた今後の方向ということで2点。

1点目は、地域を事業の基本としていく必要があるということです。これは、農業は地域・現場が基本なので、地域とJAの一体的な事業運営を構築することにより、格差を解消するというか格差を埋めて生産者の付託に応えることにより、地域としての農業振興をはかっていこうという考え方です。2点目は、卸売市場の機能はこれからも必要ですが、市場外流通が増えていく状況下、直販、加工、業務需要など多様な流通ルート強化・拡充していくことが重要であるということです。また、先程紹介した経済事業専門渉外員（TAC）の連携等によって新たな青果物販売ルートの開拓をしていきたいとも考えています。

5 ページは今申したことをフロー図にしております。説明は省略します。

6 ページは肥料事業でございます。

まず、現状の課題について触れております。

昨年の肥料原料の高騰は記憶に新しいと思いますが、それも踏まえながらお話しします。

1点目は肥料原料の確保についてです。情勢は現在幾分落ち着いてきていますが、将来的には不安定であることは変わっておりません。2点目は農業生産が落ちていくなかで、肥料メーカーの稼働率も低下傾向にあり、製造コストがジリジリ上がっていることです。3点目は肥料は袋物での流通が主流であるため、流通経費低減の遅れ

が目立つということです。4点目は肥料価格の高止まりにより農業生産コストが上がっていることです。

こうした課題の解決に向けて全農としてどう対応して行くかと言うことですが、1点目については、新たな輸入ソースの開拓ということで、昨年から実際に取り組んでおります。2点目については、単一の肥料メーカーでは効率が悪いということであれば、事業統合を要請していく必要もあるということです。

3点目については、園芸と同じですが、JA域を超えた広域・県域の物流システムの導入のピッチをあげる必要があるということです。

4点目については、昨年から取り組んでいますが、施肥量そのものを抑制することにより施肥コストの抑えるということです。そのために、新たに低成分銘柄を開発したり、植物の根元にだけ肥料を撒くなどの低コスト技術の普及をしていこうということです。また、そのために必要な土壌中の肥料分を測定する土壌診断を全国で実施しています。

7ページはフロー図ですので、説明は省略します。

最後に8ページ。

農機事業について説明いたします。

現状の課題について3点。

1点目は、農業生産が落ちていく中で、農機の需要そのものが減ってきていくということです。2点目は、需要が減ると単一のJAでは事業拠点として収支とれないということになり、全国でもそうして事例が増加しているということです。3点目は、耕種の生産費の中で農機具費の締める割合が大きいため、農機具費の低減は重要な課題であるということです。

こうした課題に全農としてどう対応するかということですが、1点目については、これまでの新品供給中心の事業から、修理整備なり、リースなり生産者の多様なニーズに対応した態勢に変えていくということです。

2点目については、園芸や肥料と考え方は同じですが、JA域を超えた広域・県域に運営主体を移していこうと考えています。

3点目については、メーカーに対して安価な全農独自の型式の農機の開発要請や、海外の農機の導入、中古農機の取扱い等により、農機具費の低減を図っていこうということです。

9ページはフロー図ですので、説明は省略します。

10ページ以降ですが各事業における取組事例を紹介しておりますが、本日は説明を省略させていただきます。以上でございます。

○鈴木座長：ありがとうございました。それでは今までのご説明を踏まえまして、本日は当研究会の初回ですので、それぞれのお立場から本研究会で議論すべき事項、論点を中心にご意見を頂きたい。

また、補足で説明が必要な事項や、本日の説明資料について質問がございましたらあわせてお願いいたします。ただ、時間の関係上、本日5時半目処でございまして、時間が押しております。回答は原則として次回まとめてとさせていただきます。時間

が押しておりますので、お一人3分ほどで皆様から、宇佐美委員から順にお願いします。

○宇佐見委員：全国地方新聞社連合会というのは全国各地の地方新聞社47が集まってそれぞれにネットワークを組んで色々な活動をしている団体なんです。私ども、各地域にございます地方新聞社ですから、それぞれの地域に寄り添いながら日々活動をしていて、住民と共に考えながら、どうしたら地域が自立するかと、活性化するかということを目指して、新聞を通じた情報発信を続けているわけです。そうした中で農業がどうあるべきかということについても重要な要素のひとつでございまして、各地方の農協の方々とは取材の最前線ではほとんど毎日のように顔を合わせる間柄でもございまして、あるいは営業広告等の活動等とも通じてかなり密接な関係を持たせているという立場でございまして。今回の研究会に参加させて頂くに当たりましては、こうした新聞の読者でもある農業者あるいは消費者といった方々にも思いを致しながら発言したいという立場でございましてよろしく申し上げます。今日ずっとご説明を頂きましたが、一番関心があるのは、食と農を軸とした地域活性化という話があり、そこに最も興味があります。事務局の資料にもありましたが、新しい芽の動きなどの話がありました。今後の議論の中では、できるだけ先進的な事例をもっと具体的に提示して頂いて、例えば、そうしたことがなぜ広まらないのか、壁は何なのかといったことを具体的に話し合っていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

○大泉委員：最近では農業生産額にこだわる大泉と言われておりますが、年間1,500億円ほど農業生産額が減少しております。地域経済が疲弊しております。そうした時に、農業振興の目標に関してはやはり農業生産額を上げるべきであろうと思ってこだわっております。

そのためにはどうしたら良いかを真剣に考える必要があるのだろうと常々思っております。その理由、つまり、家族経営で零細でありながら、一次産業が衰退するという一般的に言われている中でも、日本の農業の可能性はあると考えており、そのための方策を考えていますが、日本の農業の衰退のひとつの要因として農地法があると考えています。

といいますのは、戦前、老農と言われた農村のリーダーと言われる人達が全国に沢山おられて、石川理紀之助や、前田正名、林遠里等々が多様な農業の発展を考えていた。「財貨を得るまでを農業という」と常々言っていた老農もいた。その財貨を得ることが最終的な話でありながら、農地法は耕作者というところに農民を押し込めてしまった。

農地法の功罪は色々あって「功」の方が多いたと思うが、「罪」の方で言えば、事業領域を狭めてしまったことであろう。とはいえ、終戦直後の農民は、自作農化することによりかなりモチベーションを高め、米価高騰もあり、はたまた戦前から続く老農の流れを汲む優秀な農協の組合長が単協レベルで様々なビジネスモデルを作り農民を誘導し、事業領域の縮小に対応し生産額を上げていた。その後、大量生産・大量流通時代までは、農協はそれなりにビジネスモデルを作って生産対応をしていのである

うと思う。現在も成熟社会の中で、個別的に多様な流通に対応している農協もある。

本日の資料にG県K農協の事例も出ておりますが、それもひとつの事例ではあると思う。しかし、今日では、ビジネスモデルを作る農協の数が圧倒的に減っていて、例えば、先ほどの資料にあったように農協が作っている直売所の数は15%に過ぎない状況にある。農業が軽視されているのではないかと常々思っていますし、また農業のビジネスモデルを作るリーダーが今農村の中に不在になってきていると思っています。

農協は農業生産額を高めるためにどのようなビジネスモデルを作っているのかに真剣に取り組まなければいけないと思っております。期待されるのは農協だとしても、農協がやらないなら、誰もがリーダーシップをとれる状況にして良いのではないかと私は思っています。そういった観点から農協にも他の団体にもイコールフィッティングが農村の場で必要であると思っております、この研究会を通じて主体は誰であれ、農業生産額を上げるような農村を作っていく議論になれば良いと考えております。

○黒田委員：私は市場流通の一経営者の立場で発言させて頂きたいと思っております。

私の父親は大手の荷受会社のセリ人をしておりまして、母は愛媛県の農協の職員でした。今から46年前に、青果仲卸として事業を興したんですけれども、当時、農協というのが一番機能していた頃に私の両親は青果物流通に携わっていたなという感じがしております。

私は、この20年間、中央卸売市場の青果仲卸業だけでは食べていけないということで、現在、青果仲卸業を中心とした青果販売事業をひとつ、こちらは青果の直営事業も5店をやっております。そして、青果加工事業、これは主に中食と外食向けのカット野菜、あとディストリビューションを色々な食品スーパーやデパ地下の総菜店、宅配事業者向けに青果物をディストリビューションしております。3つ目は、ケータリング事業を奈良県で「味の和和路」というブランドで3店やっております。当然、根幹は青果物流通を中心としての商いをやってきたわけなんですけれども、時代と共にそれがなかなか成立し得なくなってきたということで、グループ経営をして参りました。

青果物に関しては矛盾の固まりを常々感じます。絵に描いたようにはなかなか行かず、需給調整が非常に難しい。そこを解決するのは私ども中小企業の一番の生存領域かなと感じて日々商いをやっております。流通のただ中に居るのですがマクロ的な見方をしてやってこなかったのも、そういう意味では頭が整理されます。実務者として色々な意見を発言していけたらと思っております。

○河野委員：日本生協連は、購買生協の会員数が485ありまして、私は普段はその中のひとつのコープとうきょうという生協の理事をしております。

生協の活動で言いますと「産地見学」があります。産地と生協との関係では連携や協力があります。組合員は産地に行くのが大好きで、「今度はどこに産地見学に行こうか」ということが日常よく言われます。一方、生協は、組合員を有する消費者団体であると同時に、食品を中心とする販売流通事業も行っています。宅配事業、店舗事業、カタログ事業の他、組合員の視点に立ったコープ商品というプライベートブラン

ドの開発も行っております。多数の取引先とのパートナーシップで事業を進めているという現状です。

農業との関わりで言いますと、「産直」と言うことで、商品仕入れ事業と産地交流を合わせた活動に長年に渡って取り組んでおりまして、各地の生産者、農協に色々お世話になっています。そのようなことから、ご説明頂いた近年の日本の食料・農業、世界の食料・農業の状況等々を、組合員もたいへん心配しているところです。多年にわたって活動・事業の実績があり、組織ネットワークを持っている農協に頑張りたいと勿論思っているわけですが、生協自身も自分の問題として引き寄せて考えていきたいと思えます。生産から消費に至るフードチェーン全体に関わるという意味・視点で、この研究会でも発言していきたいと思っています。

今後の運営についての要望ですが、先ほどのご意見にもありましたが、農水省の資料の中の「地域の新たな芽」というところで、いくつか例を挙げて頂いておりますが、もう少し具体的な例をご紹介頂けたらというのが一点です。もう一点は、最初の局長のご挨拶の中に、農協自らが生産への関わりを強める方針だというお話がありましたけれど、もう少し内容の具体的なところを伺いたいと思えます。最後に一点、農協において女性の登用はどうなっているのか、具体的に女性にどのような活躍の場があると考えているか、ということも加えて伺いたいと思えます。

○**齊木委員**：農業については私だけ全く素人というところがございます。普段は（株）日本総研という会社で、一般の企業のコンサルティングを担当しております。

これまでの経験等としましては食品メーカー及び食品素材メーカー、食品素材卸、流通の関係者とお客様としてはご一緒させて頂いた経験はございますが、生産という部分ではご一緒したことがございませんので、皆様からお教え頂く立場になろうかと思えます。

むしろ、売れるとか、売っていくということに関して、どういう付加価値の付け方があるのか、具体的にどういう形で、何の価値を付ければ、どれぐらい売れるのかということに関しては、具体的に議論ができるかと思っておりますので、その辺りで、できるだけ素人の目を活かしながらご意見を言わせて頂ければと思えます。

私たちがコンサルティングで色々な会社へアドバイスをする際に他の事例を沢山用いているわけですが、その先進的事例に関して、何が良くて、どこが進んでいて、これはどうなっていく見込みなのか、何がこれを成立させているのかということに関して、もう少し詳しい説明がないと、要は、広がらない原因が農協そのものの規模にあるのか、それとも地域特性なのか、或いは、例えば、社員給食に取り入れても良いとおしゃった社長がたまたまきっぷの良い方だったということもあり得ると思うので、そのようなことが具体的に議論できないと、ここの地域のこの農協でこういう取組を始めると向上する、というような議論にならないと思えます。そういうことをできるだけ議論できるような材料を集めて頂ければと思えます。

○**柴田委員**：これから色々な意見が出てくるのだと思いますが、皆さんの意見もそうですけれども、農林水産省の視点、現状、課題、新たな芽ということで、認識は同じだと

と思いますが、生産の局面、消費の局面、流通の局面なり環境が相当変わってきているということだと思えます。

今回「農協の新事業像の構築に関する研究会」というタイトルで進んでいるわけですが、局長の話の中で農協のあり方も含めて最終的に付議していくという話がありましたが、全国一律のごとく、どこの連合会もどこの農協も新しい事業像はこうあるべきだという、画一的という言葉が正しいかどうか分かりませんが、そういうことで整理をするより、やはり地域性や営農類型といったことも含めてこの新事業像についての議論を、私としては進めていきたいと思っています。それは先ほど、新たな芽の部分でもいくつか出ていましたが、既に農協を含めて全農グループ、連合会、県本部の中でもこういった事例を具体的に進めているところもございますから、それは地域性といった問題もひとつあると思えますし、営農類型といった問題もありますし、農協のおかれている環境といったこともあると思えますので、それらをベースにしながら最後のまとめというわけではないですが、新事業像について議論をしないか、全国全体の農協のあり方がこうで、農協はこうで、連合会はこうが良いというような線を引きような議論は今回の研究会の中では避けたいという思いをしています。

○杉山委員：私はJAはが野ということで、現場で、今お話しのことを実際やっております。

ちょっとご紹介申し上げますと、栃木県ですのでイチゴを主体として活動しておりますが、JAとしては2万人を超える組合員が加入しておりますが、そのうちイチゴ農家は700人ちょっとということで、約83億程度の販売高を有しております、一人当たり1千万円を超えるということになります。農協の全体の販売高は230億円を超えております。

先程大泉委員から話のありました生産高をどれだけ、どうやって上げていくかを主眼として毎年努力しているところです。いわゆる経済事業、販売事業もそうですが、購買事業において全農との県域での一体化事業という中で、SSガス事業を県域1事業体にしました。全農との重複機能を避けようということで、農機事業の一体化事業をはが野と全農県本部とで行ったところであります。

また、組合員との生産高をいかに向上させるかということについては、全農ではTAC（タック）という説明がございましたが、我が方ではそれより先に、平成14年「アクシュ」ということで、シェイクハンドの「握手」と、アグリカルチャーの「A」、コンサルティングの「C」、サポーターの「S」、はが野の「H」、頭文字のACSHとをかけて、組合員との絆を深めようという考えで活動しております。

今日のこの検討会についても、できるだけ生産額をどう高めるかということで、JAがどういう形で動いていけば、結果として生産力が上がるかというところを議論していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○成清委員：先程、説明用時間を取らせていただきましたので、全農の事業運営をリードする立場にある者として決意表明だけを申し上げます。

抽象的ですが、系統農協は21世紀の社会の中で、きちんと評価される存在になるべきと考えております。

この研究会において、こういう立場で発言していきたいと思っております。

○**牧委員**：ちょっと見回してみますと、私だけがたんぼから出てきたみたいですが、とんでもない大きな話だと思います。別に一つ一つの事業体がどうこうというのではなくて、实际的に農業というのは継続しか無いわけです。経済効率だけで物事を考えるのはありえない訳で、その部分をどう捉えていくか。

私は今回委員会で最終的に何が一番望みかという、たかだか1億数千万人の国内で「農」という基準、「農」という部分に軸足を置く位置がバラバラというのは非常におかしい、そこに到達すればいいのかなと思っております。

実は、私は歴史家でも何でも無いんですが、こんな環境問題なんてものは遥か何十年も前に何度も言っていることで、それが一番駄目なことは、農業者に認識されていないということ。何十年前は、私も「農協が悪い！」などかなり過激なこと言ってきましたが、今ではそれを言える農業者が少ないということに一番疑問を感じています。それをまとめているのが大まかに言ってやっぱり農協なんですよ。

今回、農協改革と言っていますけど、改革改革といって30年40年改革を続けている訳です。先程茨城の方やみんなも言われていたけど、我が我がという時代は過ぎた訳で、農協改革をするというのではなくて、農業をどうするかと言う視点が今回出ればいいなと思っております。

愛媛県では昭和27、8年頃までは、農業後継者が毎年4千人おったわけですが、今は100人なんです。今、担い手育成というけど、4千人が100人になっている現実はどうの昔に分かっているはず。何もしていなかったということをお我々はここで反省して欲しいし、数ヶ月では変わらないでしょうけど、現場としてはその声を反映できるような、是非そのような方向に持って行ければ良いと思っております。

○**向井地委員**：「農協の新事業像の構築に関する研究会」という、こういうテーマに魅力があって、私は委員になった訳ですが、ややもすると、JA批判に陥るような検討会がこれまでも沢山あったわけですけども、やはり日本の食料・農業・農村が大転換期にある中、これから農協に期待すること、トップバッターの農協に、トップランナーの農協に期待すべきことを是非ともご議論いただければ有り難いと思います。

農協は740ありますけど、ご承知のように、地域によって色々違います。北海道の農協と沖縄の農協とではもちろん違う。規模も違います。1兆円の農協もあれば30億の農協もある。職員の数も違います。そして農協とはいってもそれぞれ見ている農協は違うのですから、自分の持っている農協像で色々な意見を言ってもまとまらないわけですから、だから日本の農協、これからの日本の食料・農業・農村を支えていく農協にこういうことを期待したいんだ、こうあるべきだということを、是非とも農業の振興、あるいは農を基準にする地域の活性化、こういう両面からご意見をいただければ有り難いし、今度10月に開催しますJA全国大会の議案にも是非とも盛り込んでいきたいと思っております。

もう一点、農水省にもお願いしたいのですが、日本のJAグループの組織というのは、国際的にみても総合農協型、それも三段階方式でやってきた訳ですけど、やはり特徴のあるものだと思うわけです。海外の協同組織、アメリカなりヨーロッパなりアジアなり色々ある訳ですけど、そういう協同組織と比べた時に、彼らが自国の食料・農業・農村に対し、どういう役割を果たしているのか。日本はどうなんだ、そういう面からも検証していただいて、色々なデータを頂ければありがたいと思っております。私は前向きな意味でのこの研究会に大変期待しております。よろしくお願ひいたします。

○吉口委員：セブンイレブンの吉口です。セブンイレブンについては皆様良くご承知のことと思いますので、会社紹介については省略させていただきます。私はセブンイレブンの商品部で約10年間原材料を担当しております、この間、野菜プロセスセンター全国9カ所の立ち上げと、野菜のクールチェーンの確立、そして精米センター全国10カ所の立ち上げに携わってきました。私は抽象的な話が苦手なので、本日はいきなり具体的な話をしたいと思います。

今回、消費者に一番近い流通業の代表として参加しておりますので、消費者に信頼される農産物の安定的供給をすることができる農協についての検討課題ということで発言したいと思います。

まず最初に消費者が求めているものは、当然安全・安心な野菜を、新鮮な状態で、安く買いたいということだと思います。そういった中で安全・安心の課題といたしましては、生産者が高齢化する中で、農薬管理・栽培履歴管理に非常に不安を感じております。具体的に言いますと、農家が適用以外の農薬を使用したり、古くなった農薬を使用したり、希釈倍率を間違えたりしていないかどうか。それを家に帰って栽培履歴帳に記載するわけですが、記入忘れ、間違いをしていないか。手書きしているんですが、老人の方皆さん字が達筆ですから若い営農指導員が読みづらいんじゃないか。例えその段階で間違いに気付いてもあとの祭りという状況になっているのではないかと感じております。それに対する対策としては、色々な会社から履歴管理システムが発売されているが、最も使いやすく、効果があるシステムに統一して普及させるべきだと考えております。あともう一つの方法として米国のように専門の人間が農薬散布をして管理してはどうかと考えております。

続きまして鮮度の課題については、約40年以上前にクールチェーン勧告が科学技術庁から発信された訳ですが、日本の場合、流通経路が複雑なため、未だに浸透していないのが実態であります。具体的に言いますと、産地で予冷をかけても、その後保冷車で配送して、市場で常温保管されている結果、鮮度が落ちておいしくなくなっている。この対策としましては、産地で予冷をかけ、冷蔵車で配送し、市場でも冷蔵保管し、店舗でも冷蔵ケースで販売するようにしてクールチェーンを確立すべきと考えております。セブンイレブンでは平成17年度から業務用野菜についてクールチェーンを確立しておりますが、非常に大きな効果が出ていると自負しております。コストの面については、皆さんよくご存じのことと思いますので割愛させていただきます。

続きまして、事前に農水省の方々から依頼のありました課題について報告させていた

できます。農業生産法人の立ち上げについての課題ですけれども、ご存じのとおり、2008年8月にイトーヨーカ堂が千葉県富里市で生産者と共同で農業生産法人セブンファームを設立いたしましたして、3年以内に全国10カ所に生産法人を新設する計画となっていますが、なかなか思うように進んでいないのが実態です。理由としましては、現在の農地法では農業生産法人の設立時の出資比率が生産者が90%以上、法人が10%までという規制があるために、生産者の出資金がなかなか90%集まらない。セブンファームの富里については、認定農業法人を取得して法人が最大49%まで出資できるようにしたので簡単に立ち上げることが出来ました。また、JA富里市については、行政区域とJA区域が同一区域であったため、行政とJAが一体となって協力体制を取ってくれましたが、同一でない地域が数多くある訳で、その時になかなか連携が取りづらいのではないかと思います。

それから相続における農地の納税猶予特例が無くなってしまうと、もともと土地の評価額が高い都市型地域では農地のリースについて大きな弊害になるのではないかと考えております。

続きまして、生ゴミのリサイクル化における課題ですが、現状で東京にあるセブンイレブン1千店舗の生ゴミを冷蔵車で回収して千葉県八街市にあるアグリガイアシステム堆肥化センターで肥料と飼料にリサイクルしております。順次全国に拡大していきたいという思いは強いのですが、これもなかなか進んでいません。理由といたしましては、廃棄物処理産業は、廃棄物規制と業界特有の体質によって広域かつ効率的なゴミ回収が出来ていません。さらに生ゴミ回収に専用の冷蔵物流が必要なため、コストアップに繋がっています。一昨年の法改正で特例として廃棄物の許認可不要の規制緩和がされましたが、条件として、一定量の生産物を特定の畜産農家から購入することが義務付けされたので、その分負担が増えてしまっているといった状況です。それに対してお願いしたいのは、生産者に対して、リサイクル肥料・飼料を購入する際の補助金の支給であるとか、再生利用事業者や流通業者に対して何らかの優遇措置を取っていただければと思います。私の方からは以上です。

○鈴木座長：どうもありがとうございました。それぞれの立場から大変貴重な論点・ご指摘を頂きました。これを踏まえて事務局の方でまた次回に向けて整理していただきたいと思います。

もう少し議論をしたいところなのですが、予定の時刻を既に過ぎておりますので、本日はこの辺りで終わりにさせていただきたいと思います。

なお、本研究会につきましては先程、協同組織課長から話がありましたとおり、議事要旨等及び配付資料につきましては公開することといたしますのでご了承お願いしたいと思います。

最後に事務局から次回の日程についてお話しさせていただきたいと思います。

○協同組織課長：本日はご議論頂きましてありがとうございました。

次回の日程につきましては、事前に委員の皆様のご都合を伺っておりまして、その結果6月25日木曜日の午後2時から2時間程度ということを考えております。場所

については、後ほどご連絡させていただきたいと思います。

○鈴木座長：ありがとうございました。それでは本日の研究会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。